

平成30年度
水質検査実施計画

平成30年3月

豊

郷

町



豊郷町 上下水道課

水道検査計画とは

水質検査は、水道水の安全性を確認するために不可欠であり、水道水における水質管理の中核をなすものです

水質検査計画とは、水質検査の適性を確保するために、水源種別、過去の水質検査結果水源周辺の状況等について総合的に検討し、採水地点、検査項目、検査頻度等を定めたものです。

水道法に基づき、平成 16 年 4 月より施行された水質基準に関する省令（平成 15 年 5 月 30 日 厚生労働省令第 101 号）に定められた水質基準に適合した安全で快適な水道水を供給するために、以下の水質検査計画を策定しました。

水質検査計画内容

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水道の原水・浄水および水道水の状況
4. 水質検査項目と検査頻度
5. 検査地点
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査の方法
8. 水質検査計画および検査結果の公表
9. 水質検査計画の評価
10. 水質検査の精度と信頼性保証
11. 関係者との連携

豊郷町では、水道の原水及び水道水の状況を踏まえて水質検査計画を策定します。また計画に基づいて実施した検査の結果を公表し、水道水が安全で良質であることをご理解いただけるよう、よりよい検査計画の策定を目指します。

1. 基本方針

(1) 検査地点

検査地点は、水道法で検査が義務付けられている給水栓水（蛇口の水）に加えて水質管理をより強化するため原水（水道施設入口の水）も検査対象とします。

(2) 検査項目

検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目と、お客様に供給されている水道水が安全で良質であることを確認するために豊郷町が独自で行う検査項目とします。

(3) 検査頻度

検査頻度は、水源の種類、検査する項目のこれまでの検出状況などを考慮して定めます。

2. 水道事業の概要

豊郷町の水道事業の概要は次の通りです・

(1) 給水状況

① 給水区域

豊郷町の給水区域は、水道（北部）および水道（南部）からなります。

② 計画給水人口 7,020人

③ 普及率 90.9%（平成28年度）

④ 計画一日最大給水量 3,600立方メートル（以下『 m^3 』）

⑤ 実績一日最大給水量 2,787 m^3 （平成28年度）

⑥ 実績年間給水量 857,216 m^3 （平成28年度）

(2) 水源の名称及び種類

名 称	種 類	取水地点
北部水源	地下水	豊郷町四十九院 584-2
南部水源	地下水	豊郷町上枝 37番地 3

(3) 浄水施設名称及び処理方法

施設名	水源	能力	処理方法
北部浄水場	深井戸・・・3眼	1,856 m ³ /日	除鉄及び除マンガン、 エアレーション、塩素滅菌
南部浄水場	深井戸・・・2眼	1,650 m ³ /日	除鉄及び除マンガン、塩素滅菌

3. 水道の原水・水道水の状況

過去の原水・水道水（浄水）の水質検査結果は表1～3のとおりです。

- (1) 原水の状況（北部 深井戸1. 2. 3号井、南部 深井戸1. 2号井）
水源には深井戸を用いており、地表付近の影響はほとんど受けない水質の安定した水源と考えられますが、地質の影響を受けわずかに含まれているフッ素の動向に注意を払っている。また、水源地周辺の土地利用の状況や土壌・地下水汚染の情報に注意して水源の保全に努めます。
- (2) 水道水の状況
水道水は、これまでの検査結果より水質基準を充分満たしていることから、安全で良質な水を届けられている。

4. 検査地点

毎日検査については、水道（北部）、水道（南部）、それぞれ1箇所の配管未付近の給水栓において実施します。

水質基準項目の検査は水源・配水系統を考慮してそれぞれの水道事業ごとに1箇所、併せて2箇所の給水栓で実施します。

原水の検査は水源地において、水源井戸ごとに実施します。・・・(図-1)

表1 原水の水質検査結果

番号	項目	単位	基準値 (mg/L)	水道(北部)									水道(南部)					
				1号井戸			2号井戸			3号井戸			1号井戸			2号井戸		
				H27	H28	H29	H27	H28	H29	H27	H28	H29	H27	H28	H29	H27	H28	H29
基1	一般細菌	個/ml	100個/ml	0	3	0	6	3	1	2	2	0	0	0	0	0	0	
基2	大腸菌	個	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
基3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
基4	水銀及びその化合物	mg/L	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	
基5	セレン及びその化合物	mg/L	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
基6	鉛及びその化合物	mg/L	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
基7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.01	0.003	0.003	0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
基8	六価クロム化合物	mg/L	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
基9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
基10	シアン化合物イオン及び遊離シアン	mg/L	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	10	0.53	0.51	0.77	2.9	2.6	2.57	1.3	1.2	1.09	1.7	0.52	0.65	0.30	0.26	0.22
基12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.8	0.72	0.95	0.79	<0.08	<0.08	0.09	0.51	0.49	0.51	0.10	0.15	0.15	0.22	0.26	0.27
基13	ホウ素及びその化合物	mg/L	1.0	0.05	0.05	<0.1	<0.01	<0.01	<0.1	0.01	0.03	<0.1	0.02	<0.01	<0.1	0.02	0.02	<0.1
基14	四塩化炭素	mg/L	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04	<0.001	<0.001	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002	<0.001	<0.001	<0.002
基17	ジクロロメタン	mg/L	0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.0005	<0.0005	<0.001
基19	トリクロロエチレン	mg/L	0.03	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基20	ベンゼン	mg/L	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基21	塩素酸	mg/L	0.6															
基22	クロロ酢酸	mg/L	0.02															
基23	クロロホルム	mg/L	0.06															
基24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.03															
基25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.1															
基26	臭素酸	mg/L	0.01															
基27	トリハロメタン	mg/L	0.1															
基28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.03															
基29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.03															
基30	ブロモホルム	mg/L	0.09															
基31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.06															
基32	亜鉛及びその化合物	mg/L	1.0	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
基33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.2	<0.02	<0.02	<0.01	<0.02	<0.02	<0.01	<0.02	<0.02	<0.01	<0.02	<0.02	<0.01	<0.02	<0.02	<0.01
基34	鉄及びその化合物	mg/L	0.3	<0.01	<0.01	<0.03	<0.01	<0.01	<0.03	0.02	0.02	<0.03	<0.01	<0.01	<0.03	<0.01	<0.01	<0.03
基35	銅及びその化合物	mg/L	1.0	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
基36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	200	34	34	31	5.6	11	12	21	24	22	20	15	24	32	28	27
基37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.05	0.001	0.002	<0.005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.001	<0.001	<0.005	0.007	0.004	0.007
基38	塩化物イオン	mg/L	200	13	15	12	11	11	10	7	9	7	11	10	10	9	9	10
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	300	45	51	45	54	92	55	47	49	42	95	97	60	41	41	52
基40	蒸発残留物	mg/L	500	150	150	164	160	150	148	130	130	114	160	130	151	130	120	110
基41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基42	ジエオスミン	mg/L	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.02	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基45	フェノール類	mg/L	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基47	pH値	-	5.8以上8.6以下	7.6	7.6	7.9	6.6	6.6	7.0	7.0	7.0	7.5	7.1	7.4	7.7	7.6	7.6	7.7
基48	味	-	異常でないこと	異常を認めず	異常を認めず	-	異常を認めず	異常を認めず	-	異常を認めず	異常を認めず	-	異常を認めず	異常を認めず	-	異常を認めず	異常を認めず	-
基49	臭気	-	異常でないこと	異常を認めず	異常を認めず	異常を認めず	異常を認めず	異常を認めず	異常を認めず	異常を認めず	異常を認めず	異常を認めず	異常を認めず	異常を認めず	異常を認めず	異常を認めず	異常を認めず	異常を認めず
基50	色度	度	5	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
基51	濁度	度	2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	0.2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
-	大腸菌(最確数法)	MPN/100ml	-	0	0	<2	0	0	<2	0	0	<2	0	0	<2	0	0	<2
-	嫌気性芽胞菌	個/100ml	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

数値は年間の最大値。

表2 浄水の水質検査結果-水道（北部）

番号	項目	単位	基準値 (mg/L)	H25	H26	H27	H28	H29
基1	一般細菌	個/ml	100個/ml	0	0	0	0	0
基2	大腸菌	個	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
基3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基4	水銀及びその化合物	mg/L	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基5	セレン及びその化合物	mg/L	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基6	鉛及びその化合物	mg/L	0.01	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	<0.001
基7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.01	0.001	0.002	0.003	0.001	0.001
基8	六価クロム化合物	mg/L	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.04	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	10	1.4	1.3	0.95	1.7	1.66
基12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.8	0.36	0.50	0.66	0.36	0.68
基13	ホウ素及びその化合物	mg/L	1.0	0.03	0.03	0.04	0.02	<0.1
基14	四塩化炭素	mg/L	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス 1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.002
基17	ジクロロメタン	mg/L	0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.001
基19	トリクロロエチレン	mg/L	0.03	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基20	ベンゼン	mg/L	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基21	塩素酸	mg/L	0.6	0.07	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06
基22	クロロ酢酸	mg/L	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基23	クロロホルム	mg/L	0.06	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.03	<0.004	<0.004	<0.003	<0.003	<0.003
基25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.1	0.002	<0.001	0.001	<0.001	<0.001
基26	臭素酸	mg/L	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基27	総トリハロメタン	mg/L	0.1	0.003	<0.001	0.001	<0.001	<0.001
基28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.03	<0.02	<0.02	<0.003	<0.003	<0.003
基29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.03	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基30	ブロモホルム	mg/L	0.09	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.08	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
基32	亜鉛及びその化合物	mg/L	1.0	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
基33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.01
基34	鉄及びその化合物	mg/L	0.3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.03
基35	銅及びその化合物	mg/L	1.0	<0.01	0.02	<0.01	<0.01	<0.01
基36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	200	20	24	32	22	19
基37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.005
基38	塩化物イオン	mg/L	200	12	12	13	14	12
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	300	54	61	48	65	67
基40	蒸発残留物	mg/L	500	130	150	160	140	121
基41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基42	ジェオスミン	mg/L	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.02	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基45	フェノール類	mg/L	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基47	pH値	—	5.8以上8.6以下	7.8-8.0	7.8-8.1	7.8-7.9	7.8-8.0	7.7-8.2
基48	味	—	異常でないこと	異常を認めず	異常を認めず	異常を認めず	異常を認めず	異常を認めず
基49	臭気	—	異常でないこと	異常を認めず	異常を認めず	異常を認めず	異常を認めず	異常を認めず
基50	色度	度	5	<1	<1	<1	<1	<1
基51	濁度	度	2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

数値は年間の最大値。

「基47 pH値」は、年間の最小値-最大値を示す。

表3 浄水の水質検査結果-水道（南部）

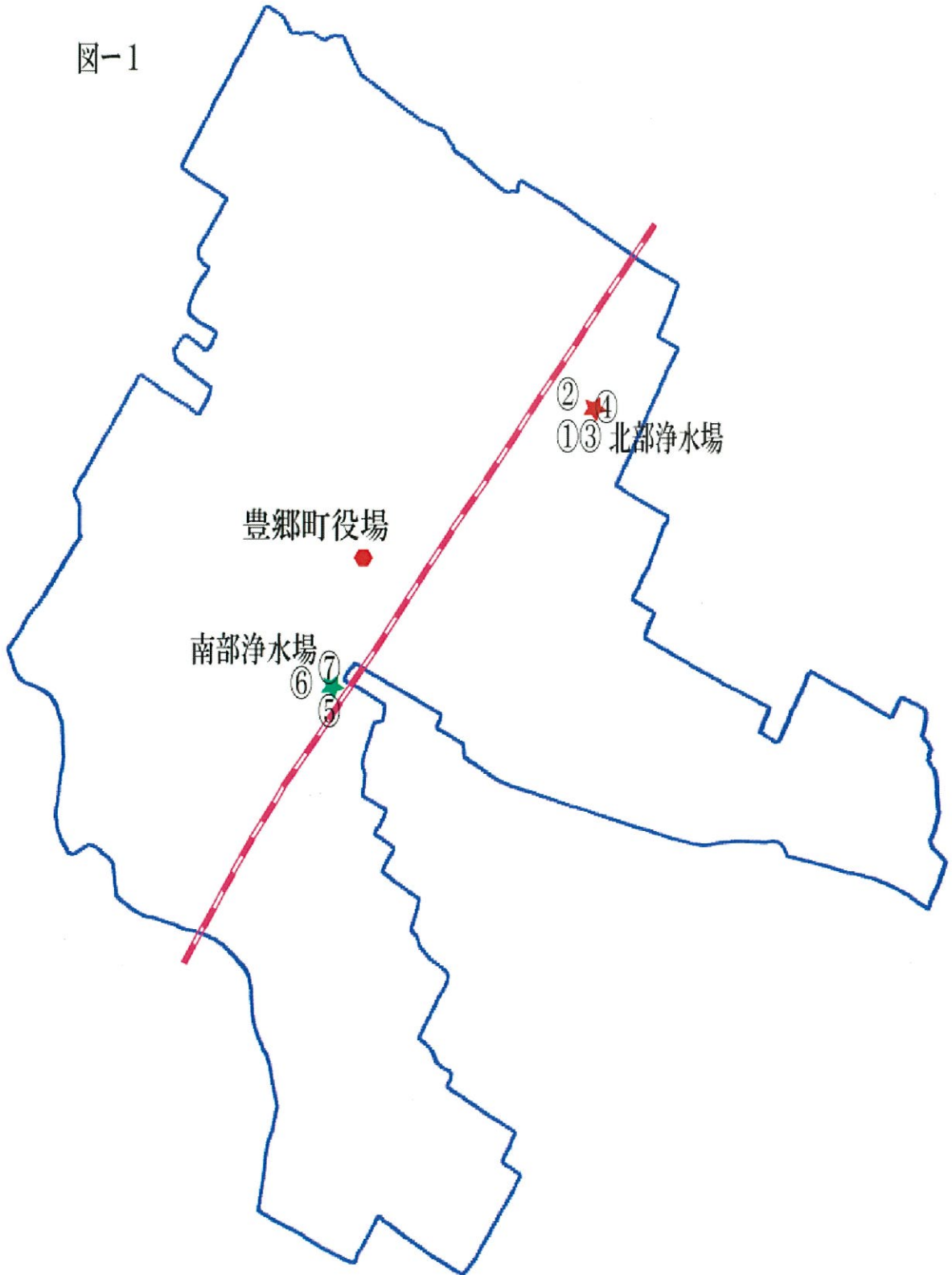
番号	項目	単位	基準値 (mg/L)	H25	H26	H27	H28	H29
基1	一般細菌	個/ml	100個/ml	0	0	0	0	0
基2	大腸菌	個	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
基3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基4	水銀及びその化合物	mg/L	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基5	セレン及びその化合物	mg/L	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基6	鉛及びその化合物	mg/L	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基8	六価クロム化合物	mg/L	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.04	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	10	0.87	0.47	0.55	0.52	0.53
基12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.8	0.23	0.20	0.18	0.21	0.19
基13	ホウ素及びその化合物	mg/L	1.0	0.02	0.02	0.02	0.02	<0.1
基14	四塩化炭素	mg/L	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基17	ジクロロメタン	mg/L	0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.001
基19	トリクロロエチレン	mg/L	0.03	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基20	ベンゼン	mg/L	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基21	塩素酸	mg/L	0.6	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06
基22	クロロ酢酸	mg/L	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基23	クロロホルム	mg/L	0.06	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.03	<0.004	<0.004	<0.003	<0.003	<0.003
基25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基26	臭素酸	mg/L	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基27	総トリハロメタン	mg/L	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.03	<0.02	<0.02	<0.003	<0.003	<0.003
基29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.03	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基30	ブロモホルム	mg/L	0.09	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.08	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
基32	亜鉛及びその化合物	mg/L	1.0	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
基33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.01
基34	鉄及びその化合物	mg/L	0.3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.03
基35	銅及びその化合物	mg/L	1.0	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
基36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	200	22	27	30	27	29
基37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.005
基38	塩化物イオン	mg/L	200	11	12	11	11	10
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	300	51	50	53	53	52
基40	蒸発残留物	mg/L	500	150	150	140	130	128
基41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基42	ジェオスミン	mg/L	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.02	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基45	フェノール類	mg/L	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基47	pH値	—	5.8以上8.6以下	7.4-7.6	7.1-7.7	7.4-7.6	7.4-7.6	7.5-8.2
基48	味	—	異常でないこと	異常を認めず	異常を認めず	異常を認めず	異常を認めず	異常を認めず
基49	臭気	—	異常でないこと	異常を認めず	異常を認めず	異常を認めず	異常を認めず	異常を認めず
基50	色度	度	5	<1	<1	<1	<1	<1
基51	濁度	度	2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

数値は年間の最大値

「基47 pH値」は、年間の最小値-最大値を示す

豊郷町 水道検査地点

図-1



- | | |
|--------------|--------------|
| ① 北部 取水 1 号井 | ⑤ 南部 取水 1 号井 |
| ② 北部 取水 2 号井 | ⑥ 南部 取水 2 号井 |
| ③ 北部 取水 3 号井 | ⑦ 南部 浄水 |
| ④ 北部 浄水 | |

5. 水質検査項目と検査頻度

水質検査の項目

毎日検査項目とは、給水栓で毎日検査を行うことが法令で義務づけられている項目。

水質基準項目とは、基準値以下で給水することが法令で義務づけられている項目。
(法令で定められた地点で検査を行う。)

その他の項目とは、水道事業者が水質管理上必要と判断した項目で、水質管理目標設定項目以外の項目。

《豊郷町水質検査 検査項目》

(1) 毎日検査

色、濁り並びに消毒の残留効果（遊離残留塩素）の検査は、1日1回の検査を行います。

毎1	色
毎2	濁り
毎3	消毒の残留効果(残留塩素)

(2) 水質基準項目の検査

法令で定められている水質基準項目(51項目)のうち、一部の項目については過去の検査結果や水源の状況、浄化・給水施設の状況を考慮して検査頻度を減らすことや省略することが認められています。そこでこれまでの検査結果や施設の状況を踏まえて、以下のような検査を実施します。設定理由の詳細は表4,5をご覧ください。

1) 1ヶ月に1回の検査項目

水道（北部）についてはフッ素及びその化合物を含め、計10項目の検査を行います。
水道（南部）についてはフッ素及びその化合物を除く、計9項目の検査を行います。

基1	一般細菌	基47	pH値
基2	大腸菌	基48	味
基12	フッ素及びその化合物 ※	基49	臭気
基38	塩化物イオン	基50	色度
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	基51	濁度

※フッ素及びその化合物は水道（北部）について毎月検査を行います。

2) 3ヶ月に1回の検査項目

下記の12項目については3ヶ月に1回の検査を実施します。

基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	基 26	臭素酸
基 21	塩素酸	基 27	総トリハロメタン
基 22	クロロ酢酸	基 28	トリクロロ酢酸
基 23	クロロホルム	基 29	プロモジクロロメタン
基 24	ジクロロ酢酸	基 30	プロモホルム
基 25	ジブromokロロメタン	基 31	ホルムアルデヒド

3) 年に1回の検査項目

下記の項目については、従来からの検査結果や水源・施設の状況から安全性が認められていると判断されます。これらの項目は検査を省略することや3年に1回まで頻度を減らすことが認められていますが、当町では年に1回の検査を実施します。

基 3	カドミウム及びその化合物	基 19	トリクロロエチレン
基 4	水銀及びその化合物	基 20	ベンゼン
基 5	セレン及びその化合物	基 32	亜鉛及びその化合物
基 6	鉛及びその化合物	基 33	アルミニウム及びその化合物
基 7	ヒ素及びその化合物	基 34	鉄及びその化合物
基 8	六価クロム化合物	基 35	銅及びその化合物
基 9	亜硝酸態窒素	基 36	ナトリウム及びその化合物
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	基 37	マンガン及びその化合物
基 12	フッ素及びその化合物 ※	基 39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）
基 13	ホウ素及びその化合物	基 40	蒸発残留物
基 14	四塩化炭素	基 41	陰イオン界面活性剤
基 15	1,4-ジオキサン	基 42	ジェオスミン
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	基 43	2-メチルイソボルネオール
基 17	ジクロロメタン	基 44	非イオン界面活性剤
基 18	テトラクロロエチレン	基 45	フェノール類

※フッ素及びその化合物は水道（北部）について毎月検査を行います。

検査頻度給水栓浄水 1

水道(北部)

表-4

区分	項目No.	項目	基準値	過去3年最高値※2	30年度実施予定検査頻度(回/年)	設定理由等		
							(mg/l)	
健康に関する項目	基01	一般細菌	100個/ml以下	0	12	省略不可項目(基本1回/月)		
	基02	大腸菌	検出されないこと	不検出	12			
	無機物質・重金属	基03	カドミウム及びその化合物	0.003以下	<0.0003	1	安全性を確認するため ※2	
		基04	水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005	1		
		基05	セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001	1		
		基06	鉛及びその化合物	0.01以下	0.003	1		
		基07	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.003	1		
		基08	六価クロム化合物	0.05以下	<0.005	1		
		基09	亜硝酸性窒素	0.04以下	<0.004	1		
		基10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01以下	<0.001	4		省略不可項目(基本1回/3ヶ月)
		基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	1.7	1		安全性を確認するため ※2
		基12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.68	12		性状を確認するため ※4
	一般有機化学物質	基13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	<0.1	1	安全性を確認するため ※2	
		基14	四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	1		
		基15	1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	1		
		基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.002	1		
		基17	ジクロロメタン	0.02以下	<0.001	1		
		基18	テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	1		
		基19	トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	1		
		基20	ベンゼン	0.01以下	<0.001	1		
		基21	塩素酸	0.6以下	<0.06	4		次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
		消毒副生成物	基22	クロロ酢酸	0.02以下	<0.002		4
	基23		クロロホルム	0.06以下	<0.001	4		
	基24		ジクロロ酢酸	0.03以下	<0.003	4		
	基25		ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.001	4		
	基26		臭素酸	0.01以下	<0.001	4	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため	
	基27		総トリハロメタン	0.1以下	0.001	4		
	基28		トリクロロ酢酸	0.03以下	<0.003	4		
	基29		ブロモジクロロメタン	0.03以下	<0.001	4		
	基30		ブロモホルム	0.09以下	<0.001	4		
	基31		ホルムアルデヒド	0.08以下	<0.008	4		
水道水が有すべき性状に関する項目	基32		亜鉛及びその化合物	1.0以下	<0.01	1	安全性を確認するため ※2	
	基33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	<0.01	1	(基本1回/3ヶ月)		
	基34	鉄及びその化合物	0.3以下	<0.03	1	性状を確認するため ※3		
	基35	銅及びその化合物	1.0以下	<0.01	1	安全性を確認するため ※2		
	色	基36	ナトリウム及びその化合物	200以下	32		1	
	色	基37	マンガン及びその化合物	0.05以下	<0.005	1	省略不可項目(基本1回/月)	
		基38	塩化物イオン	200以下	14	12		
	味覚	基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	67	1	過去のデータより1回/年で行います	
		基40	蒸発残留物	500以下	160	1	性状を確認するため	
	発泡	基41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	1	安全性を確認するため ※2	
		基42	ジオスミン	0.00001以下	<0.000001	1	発生時期に1回/月で行います	
		基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	<0.000001	1		
	発泡	基44	非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.005	1	安全性を確認するため ※3	
		基45	フェノール類	0.005以下	<0.0005	1		
	基礎的性状	味覚	基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	<0.3	12	省略不可項目(基本1回/月)
基47		pH値	5.8~8.6	7.7~8.2	12			
基48		味	異常でない	異常を認めず	12			
基49		臭気	異常でない	異常を認めず	12			
基50		色度	5度以下	<1	12			
基51		濁度	2度以下	<0.1	12			

※ 1 平成27~29年度までの検査結果の最高値、『<』表記は未満を表す。『未満』とは、計量下限値を表します。

※ 2 検査の基本頻度1回/3ヶ月を過去のデータで、1/10以下で最大3年毎に検査頻度を省略できる項目を安全性を重視し1回/年に頻度を設定し確認を行います。

※ 3 検査の基本頻度1回/3ヶ月を過去のデータで、1/10以下で最大3年毎に検査頻度を省略できる項目を安全性及び水源水質の特性を重視し、省略せずに確認を行います。

※ 4 過去3年の検査結果及び水源水質の特性を重視し1回/月に頻度を設定し確認を行います。

検査頻度給水栓浄水 2

水道(南部)

表-5

区分	項目No.	項目	基準値	過去3年 最高値 ※2	30年度 実施予定 検査頻度 (回/年)	設定理由等		
							(mg/l)	
健康に関する項目	病原微生物	基01 一般細菌	100個/ml以下	0	12	省略不可項目(基本1回/月)		
	基02 大腸菌	検出されないこと	不検出	12				
	無機物質・ 重金属	基03 カドミウム及びその化合物	0.003以下	<0.0003	1	安全性を確認するため ※2		
		基04 水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005	1			
		基05 セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001	1			
		基06 鉛及びその化合物	0.01以下	<0.001	1			
		基07 ヒ素及びその化合物	0.01以下	<0.001	1			
		基08 六価クロム化合物	0.05以下	<0.005	1			
		基09 亜硝酸性窒素	0.04以下	<0.004	1			
		基10 シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01以下	<0.001	4			
		基11 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	0.55	1			
		基12 フッ素及びその化合物	0.8以下	0.21	1			
	一般有機 化学物質	基13 ホウ素及びその化合物	1.0以下	<0.1	1	安全性を確認するため ※2		
		基14 四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	1			
		基15 1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	1			
		基16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.002	1			
		基17 ジクロロメタン	0.02以下	<0.001	1			
		基18 テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	1			
		基19 トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	1			
		基20 ベンゼン	0.01以下	<0.001	1			
		消毒 副生成物	基21 塩素酸	0.6以下	<0.06		4	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため ※3
			基22 クロロ酢酸	0.02以下	<0.002		4	省略不可項目(基本1回/3ヶ月)
	基23 クロロホルム		0.06以下	<0.001	4			
	基24 ジクロロ酢酸		0.03以下	<0.003	4	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため ※3		
	基25 ジブロモクロロメタン		0.1以下	<0.001	4			
	基26 臭素酸		0.01以下	<0.001	4	省略不可項目(基本1回/3ヶ月)		
	基27 総トリハロメタン		0.1以下	0.001	4			
	基28 トリクロロ酢酸		0.03以下	<0.003	4			
	基29 ブロモジクロロメタン		0.03以下	<0.001	4			
	基30 ブロモホルム		0.09以下	<0.001	4			
	水道水が有すべき性状に関する項目		色	基31 ホルムアルデヒド	0.08以下	<0.008	4	安全性を確認するため ※2
基32 亜鉛及びその化合物		1.0以下		<0.01	1			
基33 アルミニウム及びその化合物		0.2以下		<0.01	1			
基34 鉄及びその化合物		0.3以下		<0.03	1			
基35 銅及びその化合物		1.0以下		<0.01	1			
味覚 色		基36 ナトリウム及びその化合物	200以下	30	1	省略不可項目(基本1回/月)		
		基37 マンガン及びその化合物	0.05以下	<0.005	1			
味覚		基38 塩化物イオン	200以下	11	12	安全性を確認するため ※2		
		基39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	53	1			
発泡 におい		基40 蒸発残留物	500以下	140	1	発生時期に1回/月で行います		
		基41 陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	1			
発泡 におい		基42 ジオスミン	0.00001以下	<0.000001	1	安全性を確認するため ※2		
		基43 2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	<0.000001	1			
基礎的性状		基44 非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.005	1	省略不可項目(基本1回/月)		
		基45 フェノール類	0.005以下	<0.0005	1			
	基46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	<0.3	12				
	基47 pH値	5.8~8.6	7.5~8.2	12				
	基48 味	異常でない	異常を認めず	12				
	基49 臭気	異常でない	異常を認めず	12				
	基50 色度	5度以下	<1	12				
	基51 濁度	2度以下	<0.1	12				

※ 1 平成25~27年度までの検査結果の最高値、『く』表記は未満を表す。『未満』とは、計量下限値を表します。

※ 2 検査の基本頻度1回/3ヶ月を過去のデータで、1/10以下で最大3年毎に検査頻度を省略できる項目を安全性を重視し1回/年に頻度を設定し確認を行います。

※ 3 検査の基本頻度1回/3ヶ月を過去のデータで、1/10以下で最大3年毎に検査頻度を省略できる項目を安全性及び水源水質の特性を重視し、省略せずに確認を行います。

※ 4 過去3年の検査結果及び水源水質の特性を重視し1回/月に頻度を設定し確認を行います。

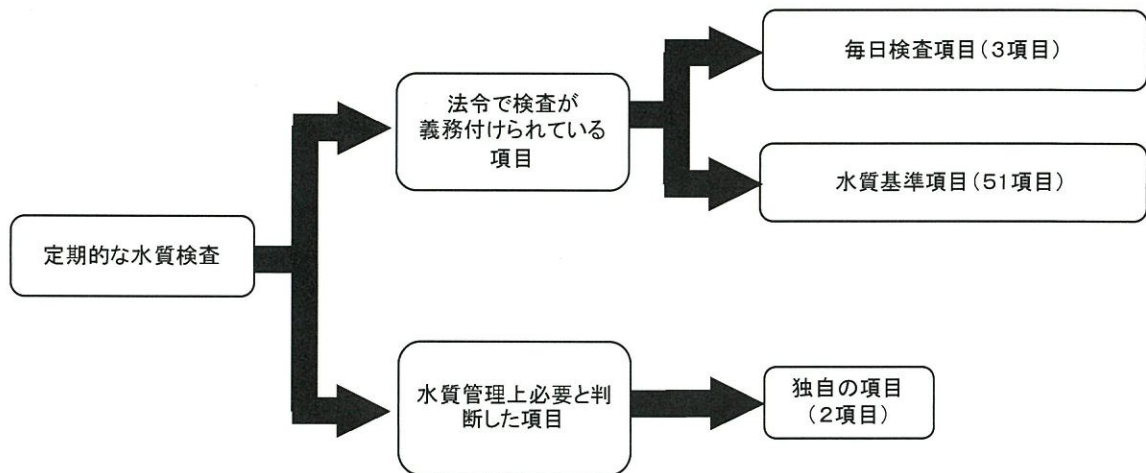
(3) その他

原水の水質検査については、毎年 1 回以上、消毒副生成物(基 21～31)を除く全項目検査を実施することとされています。当町の水道は安定した地下水を用いていることから、消毒副生成物を除く 40 項目の検査を年に 1 回実施します。

(表 6, 7)

また、水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づく当町の水道原水の汚染の判断は、汚染の可能性の低いレベル 1 に相当しますが、さらに厳しい対策を講ずるためレベル 2 の検査を実施します。レベル 2 の検査として、クリプトスポリジウム指標菌である大腸菌と嫌気性芽胞菌の検査を年に 4 回実施します。

(表 8)



検査頻度浄水場原水1 (北部)

表-6

区分	項目 No.	項目	基準値 ※1	29年度 最高値 ※2	30年度 実施予定 検査頻度 (回/年)			設定理由等	
					1号井	2号井	3号井		
健康に関する項目	病原微生物	基01 一般細菌	100個/ml以下	1	1	1	1	性状を確認するため	
		基02 大腸菌	検出されないこと	不検出	1	1	1		
	無機物質・重金属	基03 カドミウム及びその化合物	0.003以下	<0.0003	1	1	1		
		基04 水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005	1	1	1		
		基05 セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001	1	1	1		
		基06 鉛及びその化合物	0.01以下	<0.001	1	1	1		
		基07 ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.002	1	1	1		
		基08 六価クロム化合物	0.05以下	<0.005	1	1	1		
		基09 亜硝酸性窒素	0.04以下	<0.005	1	1	1		
		基10 シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01以下	<0.001	1	1	1		
		基11 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	2.57	1	1	1		
		基12 フッ素及びその化合物	0.8以下	0.79	12	1	1		
	基13 ホウ素及びその化合物	1.0以下	<0.1	1	1	1			
	一般有機化学物質	基14 四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	1	1	1	性状を確認するため	
		基15 1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	1	1	1		
		基16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.002	1	1	1		
		基17 ジクロロメタン	0.02以下	<0.001	1	1	1		
		基18 テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	1	1	1		
		基19 トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	1	1	1		
		基20 ベンゼン	0.01以下	<0.001	1	1	1		
		基21 塩素酸	0.6以下	<0.06	—	—	—		
	消毒副生成物	基22 クロロ酢酸	0.02以下	—	—	—	—	消毒を行ったときに生成するもので原水では検査は行いません	
		基23 クロロホルム	0.06以下	—	—	—	—		
		基24 ジクロロ酢酸	0.04以下	—	—	—	—		
		基25 ジブromoクロロメタン	0.1以下	—	—	—	—		
		基26 臭素酸	0.01以下	—	—	—	—		
		基27 総トリハロメタン	0.1以下	—	—	—	—		
		基28 トリクロロ酢酸	0.2以下	—	—	—	—		
		基29 ブロモジクロロメタン	0.03以下	—	—	—	—		
		基30 ブロモホルム	0.09以下	—	—	—	—		
		基31 ホルムアルデヒド	0.08以下	—	—	—	—		
	水道水が有すべき性状に関する項目	色	基32 亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.01	1	1	1	性状を確認するため
			基33 アルミニウム及びその化合物	0.2以下	<0.01	1	1	1	
基34 鉄及びその化合物			0.3以下	<0.03	1	1	1		
基35 銅及びその化合物			1.0以下	<0.01	1	1	1		
基36 ナトリウム及びその化合物			200以下	31	1	1	1		
味覚		基37 マンガン及びその化合物	0.05以下	<0.005	1	1	1		
		基38 塩化物イオン	200以下	12.1	1	1	1		
発泡		基39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	85	1	1	1		
		基40 蒸発残留物	500以下	164	1	1	1		
におい		基41 陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	1	1	1	発生時期に1回/月で行います	
		基42 ジオスミン	0.00001以下	<0.000001	1	1	1		
におい		基43 2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	<0.000001	1	1	1	性状を確認するため	
		基44 非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.005	1	1	1		
基礎的性状		基45 フェノール類	0.005以下	<0.0005	1	1	1	原水では検査は行いません(官能法不可)	
		基46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	<0.3	1	1	1		
		基47 pH値	5.8~8.6	7.1~7.9	1	1	1		
		基48 味	異常でない	—	—	—	—		
	基49 臭気	異常でない	藻臭	1	1	1			
基礎的性状	基50 色度	5度以下	<1	1	1	1	性状を確認するため		
	基51 濁度	2度以下	<0.1	1	1	1			

※1 原水には水質基準は適用されませんが参考で掲載します。

※2 平成29年度の検査結果(井戸3眼)の最高値、『<』表記は未満を表す。『未満』とは、計量下限値を表します。

※3 水源水質の特性を重視し1回/月に頻度を設定し確認を行います。

検査頻度浄水場原水2 (南部)

表-7

区分	項目 No.	項目	基準値 ※1	29年度 最高値 ※2	30年度 実施予定 検査頻度 (回/年)		設定理由等
			(mg/l)		1号井	2号井	
健康に関する項目	病原微生物	基01 一般細菌	100個/ml以下	1	1	1	性状を確認するため
		基02 大腸菌	検出されないこと	不検出	1	1	
	無機物質・ 重金属	基03 カドミウム及びその化合物	0.003以下	<0.0003	1	1	
		基04 水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005	1	1	
		基05 セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001	1	1	
		基06 鉛及びその化合物	0.01以下	<0.001	1	1	
		基07 ヒ素及びその化合物	0.01以下	<0.001	1	1	
		基08 六価クロム化合物	0.05以下	<0.005	1	1	
		基09 亜硝酸性窒素	0.04以下	<0.005	1	1	
		基10 シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01以下	<0.001	1	1	
		基11 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	0.82	1	1	
	基12 フッ素及びその化合物	0.8以下	0.27	1	1		
	基13 ホウ素及びその化合物	1.0以下	<0.1	1	1		
	一般有機 化学物質	基14 四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	1	1	
		基15 1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	1	1	
		基16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.002	1	1	
		基17 ジクロロメタン	0.02以下	<0.001	1	1	
		基18 テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	1	1	
		基19 トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	1	1	
	消毒 副生成物	基20 ベンゼン	0.01以下	<0.001	1	1	
		基21 塩素酸	0.6以下	<0.06	1	1	
		基22 クロロ酢酸	0.02以下	-	-	-	
		基23 クロロホルム	0.06以下	-	-	-	
		基24 ジクロロ酢酸	0.04以下	-	-	-	
		基25 ジブロモクロロメタン	0.1以下	-	-	-	
		基26 臭素酸	0.01以下	-	-	-	
		基27 総トリハロメタン	0.1以下	-	-	-	
		基28 トリクロロ酢酸	0.2以下	-	-	-	
		基29 ブロモジクロロメタン	0.03以下	-	-	-	
		基30 ブロモホルム	0.09以下	-	-	-	
		基31 ホルムアルデヒド	0.08以下	-	-	-	
水道水が有すべき性状に関する項目	色	基32 亜鉛及びその化合物	1.0以下	<0.01	1	1	性状を確認するため
		基33 アルミニウム及びその化合物	0.2以下	<0.01	1	1	
		基34 鉄及びその化合物	0.3以下	<0.03	1	1	
		基35 銅及びその化合物	1.0以下	<0.01	1	1	
		味覚	基36 ナトリウム及びその化合物	200以下	27	1	
	色	基37 マンガン及びその化合物	0.05以下	0.007	1	1	
		基38 塩化物イオン	200以下	10.2	1	1	
	味覚	基39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	60	1	1	
		基40 蒸発残留物	500以下	181	1	1	
	発泡 におい	基41 陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	1	1	
		基42 ジオスミン	0.00001以下	<0.000001	1	1	
	発泡 におい	基43 2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	<0.000001	1	1	
		基44 非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.005	1	1	
	基礎的性状	基45 フェノール類	0.005以下	<0.0005	1	1	
		基46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	<0.3	1	1	
基47 pH値		5.8~8.6	7.71	1	1		
基48 味		異常でない	-	-	-		
基49 臭気		異常でない	藻臭	1	1		
基50 色度		5度以下	<1	1	1		
基51 濁度		2度以下	<0.1	1	1		

※1 原水には水質基準は適用されませんが参考で掲載します。
 ※2 平成29年度の検査結果(井戸2眼)の最高値、『<』表記は未満を表す。『未満』とは、計量下限値を表します。
 ※3 水源水質の特性を重視し1回/月に頻度を設定し確認を行います。

その他の項目（北部浄水場 南部浄水場）

表-8

項目 No.	項目	平成30年度実施予定 検査頻度(回/年)				設定理由
		北部浄水場		南部浄水場		
		原水	浄水	原水	浄水	
他01	クリプトスポリジウム	-	-	-	-	クリプトスポリジウム対策指針より
他02	ジアルジア	-	-	-	-	クリプトスポリジウム対策指針より
他03	指標菌(大腸菌)	4	-	4	-	クリプトスポリジウム対策指針より
他04	指標菌(嫌気性芽胞菌)	4	-	4	-	クリプトスポリジウム対策指針より

※1 クリプトスポリジウム指標菌が確認されたらクリプトスポリジウムの検査を実施します。

※2 クリプトスポリジウム指標菌の検査は原水各取水井戸で実施します

6. 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しないおそれがある次のような場合には、水源や配水池、給水栓など必要な地点で採水し、安全が確認されるまで、臨時の水質検査を行います。

- ①水源の水質が著しく悪化したとき
- ②水源に異常があったとき
- ③水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系伝染病が流行しているとき
- ④浄水過程に異常があったとき
- ⑤配管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- ⑥その他特に必要があると認められたとき

7. 水質検査の方法

水質検査及び検査試料の採取や運搬は次のとおり行います。

毎日検査は、施設の日常管理業務の一環として委託検査員が実施します。

毎日検査を除く水質検査（水質基準項目、クリプトスポリジウム等対策指針に基づく検査等）は、水道法 20 条に定める登録検査機関に委託します。

水質検査の方法は「水質基準に関する省令(平成 15 年 5 月 30 日、厚生労働省令 101 号)に基づき、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生大臣が定める方法」(平成 15 年 7 月 22 日、厚生労働省告示 261 号)により行い、告示に記載されていない項目については上水試験方法(日本水道協会編)などにより行います。

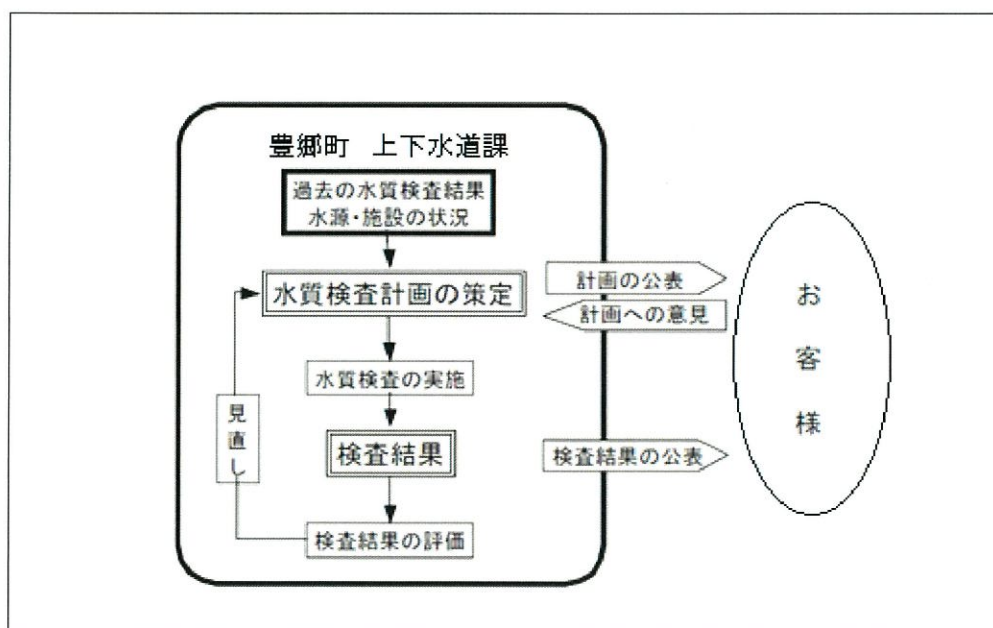
水質検査試料の採取及び運搬は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生大臣が定める方法」(平成 15 年 7 月 22 日、厚生労働省告示 261 号)に基づき、登録検査機関に委託します。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎事業年度の開始前に作成し、豊郷町のホームページに掲載します。検査結果等詳しいデータも適時、豊郷町のホームページを通じて公表します。

9. 水質検査計画の評価

水質基準は、水道水が満たすべき水質上の要件であり、水道水全てについて満たされる必要があります。したがって検査結果の評価は検査毎に行い、基準を超えている場合は直ちに原因究明を行って、基準を満たす水質を確保します。尚、水質検査計画は、この評価を踏まえ毎年見直しを行い、状況に応じて改正します。



10. 水質検査の精度と信頼性保証

水質検査の委託にあたっては、水質検査の精度及び測定値の信頼性を確保するため、検査項目について正確かつ精度の高い検査体制を備えている登録検査機関に水質検査を委託します。

委託する検査機関の技術能力については、精度管理の情報、品質管理への取り組みに関する情報を把握し、精度管理や品質管理が確保されていることを確認します。また水質検査の実施状況については、検査結果の根拠となる書類により確認し、必要に応じて検査施設への立入を行い、厳正に精査いたします。また、毎日検査などについても、標準測定手順に基づいて検査するとともに、検査技術の向上を図り、信頼性の保証につとめます。

1 1. 関係者との連携

水源における水質事故や水道水における水質事故が発生した場合には、滋賀県県民文化生活部生活衛生課、湖東地域振興局地域健康福祉部(彦根保健所)、県企業庁及びその他関係機関と連携し、情報交換を図りながら、現地調査・水質検査等の対策を講じ、事故対応にあたります。

この水質検査計画についてのお客様のご意見をお寄せ下さい。
お客様からのご意見は今後の水質検査計画の作成にあたり参考とさせていただきます。

お問い合わせ先及び宛先

〒529-1169

滋賀県犬上郡豊郷町石畑 375 番地

豊郷町産業建設部門上下水道課

TEL 0749-35-8123 (直通)

ファクシミリ 0749-35-4574

E-mail suidou@town.toyosato.shiga.jp